

つばた産推奨店 登録要項

津幡ブランド認定品及び町内産農林水産物の流通と消費拡大、地産地消を推進するため、津幡ブランド認定品並びに町内で生産された農林水産物及びその加工品（以下「つばた産」という。）を積極的に販売、活用する店舗等を「つばた産推奨店」として登録します。

対象となる店舗

- ① 津幡町内の農林水産物直売所、小売店及び量販店で下記登録基準を満たすもの
- ② 津幡町内の宿泊施設、飲食店で、下記登録基準を満たすもの

推奨店の登録基準

共通事項	1. 地産地消の推進に賛同し、自ら積極的にPRを行うことが確実であること。 2. つばた産を販売又は使用しており、直接、消費者に提供する店舗等を有すること。 3. 町より配付するPR用品を店舗等の中の見やすい所に設置することを了承すること。 4. 販売、使用している農林水産物やその加工品が、つばた産であることを商品ラベルやパッケージ、POP、メニュー等により、一目で消費者に分かるようにすること。 5. 推奨店として、町のホームページ等で紹介することを了承すること。
農林水産物直売所 小売店 量販店	1. 「つばた産販売コーナー」を年間通じて常設し、つばた産であることを消費者に分かりやすく表示、PRしていること。 2. つばた産の販売を今後も増やしていこうとする意欲があること。
宿泊施設 飲食店	1. 提供する料理に食材として、つばた産を年間通じて使用し、つばた産であることを消費者に分かりやすくメニュー等へ表示、PRしていること。 2. つばた産の使用を今後も増やしていこうとする意欲があること。

推奨店登録費用

無料

推奨店登録受付

令和4年7月より津幡町産業建設部商工観光課で随時受付します。

推奨店の登録方法

「つばた産推奨店登録申請書」に必要な事項を記入のうえ、津幡町産業建設部商工観光課まで郵送、もしくは持参し申請してください。

推奨店の登録後

1. 「つばた産推奨店」ミニのぼりを配付します。
2. 町のホームページ等に店舗名を掲載します。
3. 毎年度のつばた産の販売、使用実績を翌年度の4月末日までに町へ報告してください。
4. 登録期間は、登録年度の3月31日までとし、取り消しの申し出がない場合は、登録を自動更新します。
5. 推奨店としてふさわしくない活動を行ったり、登録基準に合致しなくなった場合は、登録を取り消すことがあります。
6. 登録いただいた情報は、本事業にのみ使用します。

お問合せ・お申し込み先

津幡町 産業建設部 商工観光課
〒929-0393
石川県津幡町字加賀爪ニ3番地
TEL 076-288-6120 FAX 076-288-6470
E-mail shoukou@town.tsubata.lg.jp